秋田公立美術大学との取引における誓約書

平成 年 月 日

公立大学法人秋田公立美術大学理事長 様

所在地

社 名

代表者職·氏名

印

当社(当法人)は、公立大学法人秋田公立美術大学(以下「秋田公立美術大学」という。)との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公立大学法人秋田公立美術大学会計規程(平成25年規程第76号)、公立大学法 人秋田公立美術大学契約事務規程(平成25年規程第88号)等関係規程を遵守する とともに、公的費用の不正使用に関与しないこと。
- 2 秋田公立美術大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があったときは、これに協力すること。
- 3 公的費用の不正使用に関し、関与があったと認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 秋田公立美術大学の構成員(教職員、その他関連する者)から不正な行為の依頼等があった場合には、秋田公立美術大学研究費不正使用に関する通報・相談窓口に連絡すること。